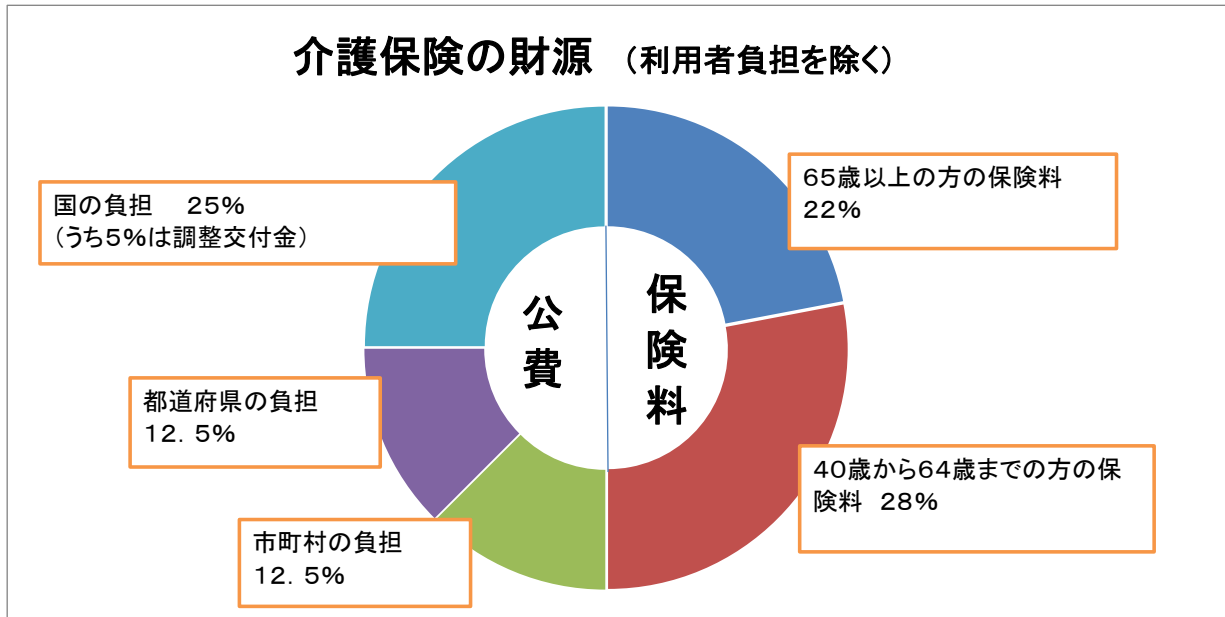


第7期における介護保険料算定の考え方

1 現状およびこれまでの推移

(1) 第6期計画における介護保険の財源内訳について(全国標準モデル)



(2) 65歳以上の方(第1号被保険者)および40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の負担割合の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～32年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%

(3) 調整交付金について

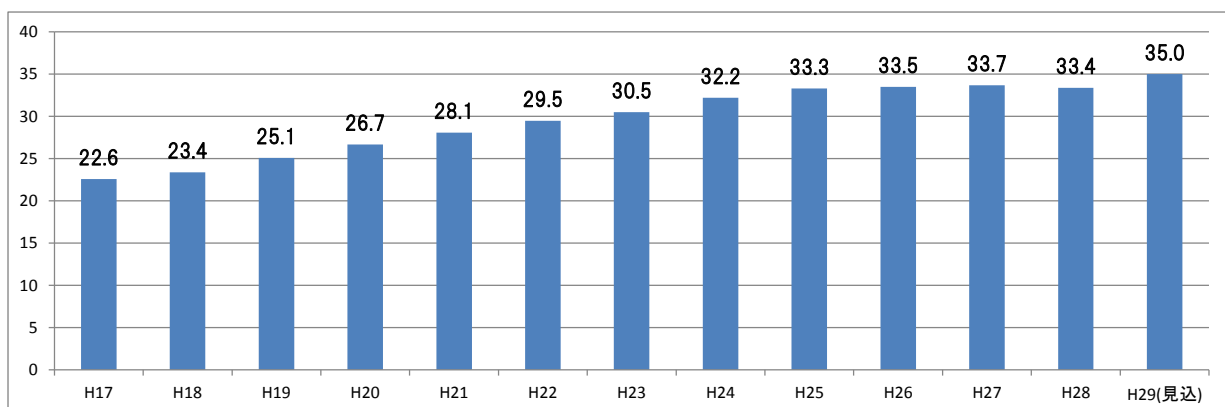
調整交付金とは、市町村ごとの介護保険財政の地域格差を調整するため、全国ベースで給付費の5%相当分を国が市町村に交付するものです。

調整交付金算定における年齢区分については、第6期計画まで「65～74歳」「75歳以上」の2区分であったが、第7期計画では、「65～74歳」「75～84歳」「85歳以上」の3区分となり、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して、重点的に配分できるよう見直しが行われます。

(4) 介護給付費の推移

平成17年度は22億6千万円でしたが、平成28年度では約33億4千万円となっています。なお、平成29年度は、35億円の見込みです。

単位: 億円



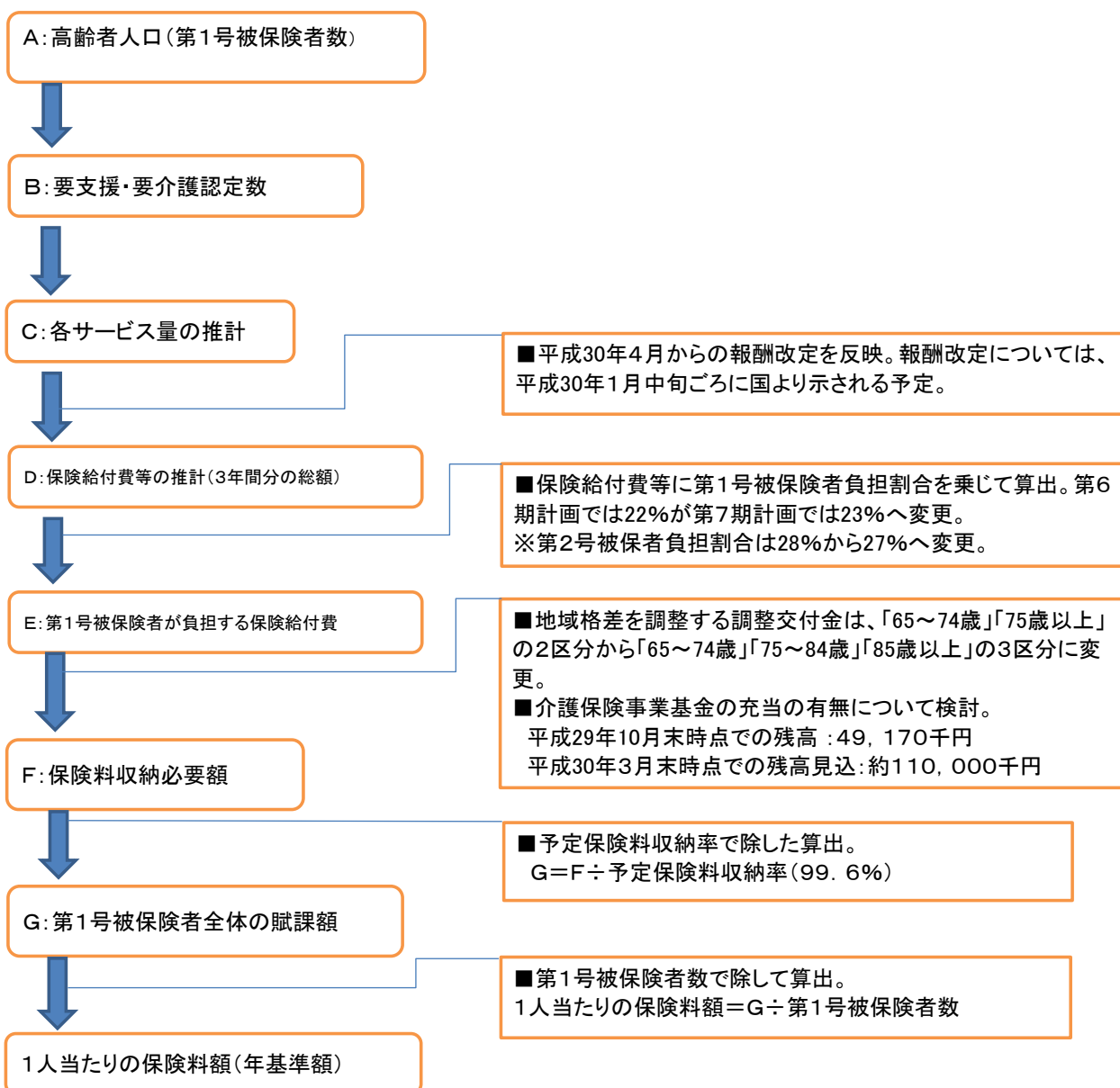
(5) 介護保険料の推移

単位:円

市名	① 第5期	② 第6期	② - ①
米原市	5,108	5,900	792
大津市	5,150	6,150	1,000
彦根市	4,738	5,365	627
長浜市	5,080	5,820	740
近江八幡市	4,100	4,900	800
草津市	4,964	5,299	335
守山市	4,750	5,500	750
甲賀市	4,200	5,070	870
野洲市	4,950	5,520	570
湖南市	4,994	5,088	94
高島市	4,800	5,400	600
東近江市	4,150	5,200	1,050
栗東市	4,900	5,590	690

2 保険料算定までのプロセス

(1) 介護保険料推計の流れ



(2) 第7期における保険料(基準額)について

協議1 保険料段階設定

協議2 介護保険事業基金取り崩し